

江東区障害福祉サービス事業所職員家賃支援事業補助金 Q&A

カテゴリ	質問	回答
対象法人	法人から住宅手当を支給していないが、本補助金を活用して家賃補助を支給する場合も補助対象になりますか。	対象となります。
	従前から住宅手当を減額または廃止し、新たに家賃補助を支給する場合は補助対象になりますか。	従前の住宅手当等を本補助金の家賃手当で置き換えることは、制度の趣旨に反するため対象外です。
	法人本部が区外にあります、申請できますか。	本部が区外でも、江東区内で障害福祉サービス事業所等を運営しており、補助対象職員が在籍していれば申請できます。
	年度途中で対象職員が所属する事業所が移転した場合、なにか手続きが必要ですか。	実績報告時に事業所の移転が確認できる資料を添付してください。区外事業所の職員は補助対象外となります。
対象職員	5月10日など月の途中で退職した職員は、何月分まで家賃補助の対象となりますか。	月の初日時点で判定します。この場合、5月分まで対象となります。
	産休・育休・その他休職中の職員も対象になりますか。	産休・育休など法令による休業期間は、雇用関係が継続しているため補助対象となります。病休やその他の休職制度など、法人の就業規則で在籍扱いとならない期間は補助対象外です。
	副業している場合も申請できますか。	副業している場合も申請できます。
	同居人がいる場合も申請できますか。	賃貸借契約の名義が対象職員本人であれば、同居人がいても申請できます。
	10月1日付で江東区外の事業所へ異動になりました。補助はいつまでもらえますか。	月の初日時点で在籍する事業所で判定します。この場合、9月分までは対象となり、10月分から対象外となります。
対象物件	借上げ住宅(住居を法人が借り上げて職員に貸す形態)は対象になりますか。	対象外です。
	住民票上の住所と実際の居住地が異なる場合は対象になりますか。	対象外です。
	対象職員が年度途中で転居した場合はどうなりますか。	転居後も補助要件を満たしていれば引き続き対象となります。法人単位での交付決定額が増額になる場合は変更交付申請を提出してください。交付額に変更がない場合は、実績報告にて変更内容を報告してください。
	住民票上の異動日と実際に住んだ日が異なる場合は、どちらで判定するのでしょうか。	住民票上の異動日で判定します。
	8月20日で一人暮らしを終了し、8月21日に実家に戻ったため補助対象外となりました。補助はいつまでもらえますか。	月の初日時点で判定します。この場合、8月分までは対象となり、9月分から対象外となります。

江東区障害福祉サービス事業所職員家賃支援事業補助金 Q&A

カテゴリ	質問	回答
対象経費	月の途中で異動や家賃額の変更などがある場合、各月の補助額はどのように計算すればよいのでしょうか。	各月の初日時点で判定します。
	7月15日に契約更新し、家賃が変わる予定です。対象経費はどのように計算するのでしょうか。	月の初日時点での家賃で計算します。この場合、7月分までは変更前、8月分から変更後の家賃額で対象経費を計算します。交付申請時点で変更後の家賃が不明の場合は、上限の2万円で申請し、実績報告時に正しい額に修正してください。
	年度途中で賃貸契約の更新を予定していますが、申請時点では更新後の家賃がわかりません。	更新後の補助額は見込みとして上限の2万円で申請し、実績報告時に正しい額に修正してください。
	家賃手当を4月から支給予定ですが、法人からの住宅手当は5月分から支給します。対象経費はどのように計算するのでしょうか。	5月分から住宅手当を家賃助成額として計算してください。なお、計画一覧表および実績一覧表は、4月分と5～3月分で行を分けて記載してください。
	法人からの住宅手当を、4月分と5月分まとめて6月に支給しました。対象経費はどのように計算するのでしょうか。	4、5月それぞれの家賃助成額として計算します。
	住宅手当を4月に支給しましたが、金額に誤りがあったため5月に差額分を追加支給しました。対象経費はどのように計算するのでしょうか。	追加支給分も4月分の家賃助成額として計算します。
	4、5月分の家賃補助をまとめて5月に支給予定です。支給額は、2か月分合計で2万円が上限となるのでしょうか。	4月分、5月分それぞれで2万円が上限となります。4月1日、5月1日それぞれの時点で対象経費を計算します。
対象期間	年度途中で対象物件に転居した場合、補助対象期間はいつまでですか。	途中から要件を満たす場合も、雇用開始後、最初の給与月を1か月目として、72か月目が限度となります。
	今年の12月に入社した職員の、入社前(4～11月分)の家賃補助の申請はできますか。	勤務していない期間は対象外です。
	非常勤から常勤に変わった場合、対象期間はようになりますか。	勤務形態にかかわらず、申請法人の初回給与支給月を1か月目として、72か月目が限度となります。ただし、インターンや実習期間は通算しません。
	4月から家賃補助の対象となった職員について、初回給与は4月ですが、家賃補助はまとめて7月に支給予定です。起算月はいつになりますか。	対象月、支給開始月を問わず、起算月は「最初に給与を支給した月」となります。この場合、4月が起算月となります。
交付申請	申請から交付決定までどれくらいかかりますか。	目安として、申請書を收受してから1～2か月で「交付決定通知書」を郵送します。
	申請から交付決定されるまでの家賃手当は対象職員にいつ支給すればよいですか。	交付決定後の給与支払時に当該年度の未支給分を併せて支給してください。
	年度途中で採用を予定していますが、補助対象となる人数や対象経費が未定です。	年度途中の採用予定があり、家賃補助を支給する可能性がある場合は、見込み人数を入れて申請してください。
	年度内の申請期限はありますか。	令和8年度の交付申請及び変更届の提出期限は令和9年1月29日(必着)です。

江東区障害福祉サービス事業所職員家賃支援事業補助金 Q&A

カテゴリ	質問	回答
	交付申請から補助金が支払われるまで、どのような流れになりますか。	① 交付申請(法人→区) ② 交付決定(区→法人) ③ 対象職員へ家賃手当支給(法人) ④ 年度末に実績報告(法人→区) ⑤ 報告内容の確認、補助額確定、補助金支給(区→法人) ※区からの補助金の支払いは実績報告後になります
変更申請	変更交付申請はどのような場合に必要となりますか。	補助対象職員数が増える場合など補助金を増額する必要がある場合は、判明した段階で速やかに変更申請を行ってください。補助金が減額になる場合は、実績報告の際に届け出てください。
	住宅手当の額が変更になる場合は、変更届が必要ですか。	対象経費を再計算し、法人単位での交付決定額が増額になる見込みの場合は変更届を提出してください。変更なしまたは減額になる場合は、実績報告の際に必要な書類を添付してください。
実績報告	実労働時間が要件に不足する月がありました。どのように実績報告を提出すればよいですか。	実労働時間が週20時間(月80時間)以上の勤務実績がない月は補助対象外となります。家賃支援実績一覧表の「対象月」欄の、対象外となる月を空欄にしてください。
支払い	法人名義以外の振込口座は使用できますか。	法人名義以外の口座は使用できません。
添付資料	雇用証明書は誰が作成するのですか。	法人(事業所)が作成します。
	家賃支援計画一覧表の修正はどのタイミングで必要ですか。	補助金額を増額する必要が生じた時点で変更届が必要です。受付期間終了後の増額はできませんのでご注意ください。